

◎新潟県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和5年1月31日認可した。

令和5年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長